

# 松原市下水道排除基準

(平成26年12月1日現在)

公共下水道への排除が禁止されている基準(直罰基準)

除害施設の設置義務が課せられる基準(除害施設設置基準)

対象物質又は項目	対象者	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の利用者											
			特定施設の設置者									特定施設の設置者を含む全利用者		
			50m <sup>3</sup> /日以上			30m <sup>3</sup> /日以上			30m <sup>3</sup> /日未満					
カドミウム及びその化合物	Cd	mg/L	0.03			0.03			0.03			0.03		
シアン化合物	CN	mg/L	1			1			1			1		
有機リン化合物	Org-P	mg/L	1			1			1			1		
鉛及びその化合物	Pb	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
六価クロム化合物	Cr <sup>6+</sup>	mg/L	0.5			0.5			0.5			0.5		
砒素及びその化合物	As	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg	mg/L	0.005			0.005			0.005			0.005		
アルキル水銀化合物	R-Hg	mg/L	検出されないこと			検出されないこと			検出されないこと			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	PCB	mg/L	0.003			0.003			0.003			0.003		
トリクロロエチレン	TCE	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
テトラクロロエチレン	PCE	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
ジクロロメタン	DCM	mg/L	0.2			0.2			0.2			0.2		
四塩化炭素	TCM	mg/L	0.02			0.02			0.02			0.02		
1,2-ジクロロエタン	DCA	mg/L	0.04			0.04			0.04			0.04		
1,1-ジクロロエチレン	DCE	mg/L	1			1			1			1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-DCE	mg/L	0.4			0.4			0.4			0.4		
1,1,1-トリクロロエタン	MC	mg/L	3			3			3			3		
1,1,2-トリクロロエタン	TCA	mg/L	0.06			0.06			0.06			0.06		
1,3-ジクロロプロペン	DCP	mg/L	0.02			0.02			0.02			0.02		
チウラム	チウラム	mg/L	0.06			0.06			0.06			0.06		
シマジン	シマジン	mg/L	0.03			0.03			0.03			0.03		
チオベンカルブ	チオベン	mg/L	0.2			0.2			0.2			0.2		
ベンゼン	BZ	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
セレン及びその化合物	Se	mg/L	0.1			0.1			0.1			0.1		
ほう素及びその化合物	B	mg/L	10			10			10			10		
ふっ素及びその化合物	F	mg/L	8			8			8			8		
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5			0.5			0.5			0.5		
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L		10			10			10			10		
クロム及びその化合物	Cr	mg/L	2			2			2			2		
銅及びその化合物	Cu	mg/L	3			3			3			3		
亜鉛及びその化合物	Zn	mg/L	2			2			2			2		
フェノール類	Phe	mg/L	5			5			5			5		
鉄及びその化合物(溶解性)	S-Fe	mg/L	10			10			10			10		
マンガン及びその化合物(溶解性)	S-Mn	mg/L	10			10			10			10		
アンモニア性窒素、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素 NH4-N、NO2-N、NO3-N		mg/L	380(125)			380(125)			380(125)			380(125)		
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/L	600(300)			600(300)			600(300)			600(300)		
浮遊物質	SS	mg/L	600(300)			600(300)			600(300)			600(300)		
ノルマルヘキサン抽出物 鉱物油	Oil	mg/L	5			5	4	3	5	4	3	5	4	3
質含有量(n-Hex) 動植物油	Fat	mg/L	30			30	20	10	30	20	10	30	20	10
水素イオン濃度	pH	水素指数	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)			5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)			5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)			5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)		
温度		℃	45(40)			45(40)			45(40)			45(40)		
沃素消費量	I <sub>2</sub> -C	mg/L	220			220			220			220		
色又は臭気			放流先で支障がないこと			放流先で支障がないこと			放流先で支障がないこと			放流先で支障がないこと		
全窒素	T-N	mg/L	240(150)			240			240			240		
全リン	T-P	mg/L	32(20)			32			32			32		

## 備考

- この表に掲げる水質を超える(BOD、SS、温度、沃素消費量、アンモニア性窒素等、全窒素、全リンは表に掲げる水質以上、pHは表に掲げる水質の上限以上又は下限以下の)下水の排除が禁止され、又は排除する場合、除害施設の設置若しくは届出が必要となる。
- 特定施設の設置者において、pH、BOD、SS、アンモニア性窒素等、全窒素、全リンの( )内の数値は、製造業又はガス製造業について適用される場合がある。
- 特定施設の設置者を含む全利用者において、pH、BOD、SS、温度の( )内の数値は、製造業又はガス製造業について適用される。
- ダイオキシンの直罰基準は、ダイオキシン特別措置法に定める特定施設のみ適用される。
- 除害施設設置基準のノルマルヘキサン抽出物質は、府条例により、排水量別(1,000m<sup>3</sup>/日未満・1,000~5,000m<sup>3</sup>/日・5,000m<sup>3</sup>/日以上)に排水基準が設定されている。